

「令和8年度市町村DX支援業務」に係る質問に対する回答

(令和8年4月16日現在)

| No. | 募集要項/<br>仕様書ページ | 項目                             | 質問  | 回答  |
|-----|-----------------|--------------------------------|---|---|
| 1   | 仕様書26<br>ページ    | 第2 著作権の譲渡について                  | 印刷製本物が著作物に該当する場合、著作物の引き渡し時に発注者へ譲渡すると記載がある。本業務で各市町村に対して研修を行うことが明記されているが、研修で使用するテキストは今回の著作物に該当するか。                                      | 作成した資料が著作物に該当するかどうかについては、著作権法の定めるところによります。<br>一方で、研修当日に受講者へ配布するテキスト等については、募集要項の仕様書における納品物として定めていません（県への成果物として引渡しを求めるものではありません）。<br>研修受講者にテキストを配布する場合は、受講者が研修目的の範囲内で当該テキスト等を利用（庁内での複製・共有を含む。）できるよう、受注者において必要な許諾を行うとともに、その旨をテキスト等に明記してください。             |
| 2   | 仕様書26<br>ページ    | 第2 著作権の譲渡について                  | 研修で使用するテキストが著作物に該当する場合、研修テキストのみ著作権の譲渡はしない等の相談をさせていただくことは可能か。  | 研修テキストのみ著作権を譲渡しないといった個別の取扱いについて、協議又は変更等を行うことは想定していません。<br>一方で、研修当日に受講者へ配布するテキスト等については、募集要項の仕様書における納品物として定めていません（県への成果物として引渡しを求めるものではありません）。<br>研修受講者にテキストを配布する場合は、受講者が研修目的の範囲内で当該テキスト等を利用（庁内での複製・共有を含む。）できるよう、受注者において必要な許諾を行うとともに、その旨をテキスト等に明記してください。 |
| 3   | 仕様書26<br>ページ    | 第2 著作権の譲渡について                  | 研修で使用するテキストが著作物に該当する場合、市販テキストの活用を想定しております。その場合、第5「印刷製本物等の電子データ」の提供が難しいですが、問題ないか。  | 市販テキストは本業務における印刷製本物等に該当しないため、県への引渡しは不要です。   |
| 4   | 募集要項5<br>ページ    | 提案書の記載方法について                   | 提案書の記載方法について、仕様書および評価項目に準じて記載する予定ですが、様式1の「3 実施方法・手法、提案のセールスポイント」に記載の（1）～（5）の通りに記載する必要がありますでしょうか。要件を満たしていれば、項番や記載順は問わないとの認識でよろしいでしょうか。 | 様式1の記載内容を満たし、かつ対応関係が明らかであれば、記載順を変更いただいても構いません。  |
| 5   | 募集要項5<br>ページ    | 提案書のページ数について                   | 提案書の表紙や目次、中表紙はページ数にカウントされますでしょうか。   | 様式1の記載内容を満たし、PDFファイルが20ページ以内となるように作成してください。<br>中表紙等を作成される場合、中表紙等もページ数に含まれます。  |
| 6   | 仕様書3<br>ページ     | 令和7年度実施のアンケート調査・ヒアリング調査の結果について | 令和7年度実施のアンケート調査・ヒアリング調査の結果を共有いただくことは可能でしょうか。  | 当該調査は外部への公開や第三者への提供を目的として実施したものではないため、現時点においては調査結果を共有することは想定しておりません。<br>なお、受注業者に対しては必要に応じて共有する場合があります。  |